

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年3月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500196号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500068号

第1 結論

請求者のA縫製所(昭和44年10月22日にB社として法人登記)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和41年5月1日に、喪失年月日を昭和44年11月30日に訂正し、昭和41年5月から同年9月までの標準報酬月額を1万4,000円、昭和41年10月から同年12月までの標準報酬月額を1万6,000円、昭和42年1月の標準報酬月額を1万4,000円、昭和42年2月から同年7月までの標準報酬月額を1万6,000円、昭和42年8月の標準報酬月額を1万4,000円、昭和42年9月の標準報酬月額を1万6,000円、昭和42年10月から同年12月までの標準報酬月額を1万8,000円、昭和43年1月の標準報酬月額を1万6,000円、昭和43年2月から同年9月までの標準報酬月額を1万8,000円、昭和43年10月及び同年11月の標準報酬月額を2万円、昭和43年12月の標準報酬月額を2万2,000円、昭和44年1月の標準報酬月額を1万8,000円、昭和44年2月から同年7月までの標準報酬月額を2万2,000円、昭和44年8月の標準報酬月額を1万2,000円、昭和44年9月及び同年10月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

昭和41年5月1日から昭和44年11月30日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和41年5月から昭和44年10月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年5月1日から昭和44年11月30日まで

A縫製所には昭和40年5月から勤務しており、保管している給料支払明細書によると、昭和41年5月分以降の給料からは厚生年金保険料が控除されているので、請求期

間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が保管する給料支払明細書及び複数の同僚の回答から判断すると、請求期間においてA縫製所に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA縫製所における請求期間の標準報酬月額については、請求者が保管する給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、昭和41年5月から同年9月までの標準報酬月額を1万4,000円、昭和41年10月から同年12月までの標準報酬月額を1万6,000円、昭和42年1月の標準報酬月額を1万4,000円、昭和42年2月から同年7月までの標準報酬月額を1万6,000円、昭和42年8月の標準報酬月額を1万4,000円、昭和42年9月の標準報酬月額を1万6,000円、昭和42年10月から同年12月までの標準報酬月額を1万8,000円、昭和43年1月の標準報酬月額を1万6,000円、昭和43年2月から同年9月までの標準報酬月額を1万8,000円、昭和43年10月及び同年11月の標準報酬月額を2万円、昭和43年12月の標準報酬月額を2万2,000円、昭和44年1月の標準報酬月額を1万8,000円、昭和44年2月から同年7月までの標準報酬月額を2万2,000円、昭和44年8月の標準報酬月額を1万2,000円、昭和44年9月及び同年10月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、A縫製所は、B社として昭和44年12月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となったものであり、請求期間当時はまだ適用事業所でなかったことが確認できる。しかしながら、請求者及び複数の同僚の回答により、A縫製所は、請求期間において、厚生年金保険が適用される業種の事業所であり、常時5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は昭和54年7月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認できないが、昭和41年5月から昭和44年10月までの期間において、A縫製所は厚生年金保険の適用事業所としての

要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 41 年 5 月から昭和 44 年 10 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500152 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500057 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年4月に支給された賞与に係る記録については、支給日を同年4月30日、標準賞与額を8,000円に訂正することが必要である。

平成15年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年4月

A社から平成15年4月に期末手当が支給されたが、当該期末手当に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の住所地を管轄する税務署から提供された平成15年分の所得税の確定申告書及び平成15年分給与所得の源泉徴収票、金融機関から提供された請求期間当時の給与等振込口座に係る取引明細、A社の同僚から提供された平成15年に支給を受けた給与及び賞与に係る支払明細書、当該事業所の事務担当者及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、当該事業所から平成15年4月に、9万9,000円の賞与の支払を受けたことが認められる。

また、請求期間の賞与から控除されていた厚生年金保険料については、当該事業所の同僚二人から提供された請求期間の賞与に係る支払明細書及び当該事業所の事務担

当者の陳述から判断すると、当該事業所では、従業員に支給した賞与に見合う標準賞与額に、平成 15 年 4 月から導入された総報酬制の厚生年金保険料率によらず、総報酬制導入前の特別保険料の被保険者負担率（1,000 分の 5）を乗じて得た額を厚生年金保険料として控除していたことが認められることから、請求者については、請求期間の賞与から 495 円の厚生年金保険料が控除されていたことが推認でき、当該控除額は、請求期間当時の 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料であると認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、8,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間の賞与の支給日については、同僚の一人が平成 15 年 4 月の末頃であったと記憶しているものの、このほかに支給日を特定できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、便宜上、同年 4 月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 4 月の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、請求期間当時の資料を廃棄していることから不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500156 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500069 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年4月に支給された賞与に係る記録については、支給日を同年4月30日、標準賞与額を7,000円に訂正することが必要である。

平成15年4月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年4月

A社から平成15年4月に期末手当が支給されたが、当該期末手当に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間当時の給与等振込口座に係る預金通帳の写し、平成15年度市民税・道民税納税額通知書、平成16年度市民税・道民税納税証明書、A社の同僚から提供された平成15年に支給を受けた給与及び賞与に係る支払明細書、当該事業所の事務担当者及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、当該事業所から平成15年4月に、9万2,000円の賞与の支払を受けたことが認められる。

また、請求期間の賞与から控除されていた厚生年金保険料については、当該事業所の同僚二人から提供された請求期間の賞与に係る支払明細書及び当該事業所の事務担当者の陳述から判断すると、当該事業所では、従業員に支給した賞与に見合う標準賞

与額に、平成 15 年 4 月に導入された総報酬制の厚生年金保険料率によらず、総報酬制導入前の特別保険料の被保険者負担率（1,000 分の 5）を乗じて得た額を厚生年金保険料として控除していたことが認められることから、請求者については、請求期間の賞与から 460 円の厚生年金保険料が控除されていたことが推認でき、当該控除額は、請求期間当時の 7,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料であると認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、7,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間の賞与の支給日については、同僚の一人が平成 15 年 4 月の末頃であったと記憶しているものの、このほかに支給日を特定できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、便宜上、同年 4 月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 4 月の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて、請求期間当時の資料を廃棄していることから不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500182 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500070 号

第1 結論

請求者のA社における平成18年11月30日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成18年11月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年11月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年4月
② 平成18年11月

A社から支給された賞与のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間①及び②の標準賞与額の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された賃金台帳及び金融機関から提供された請求者の給与等振込口座に係る取引明細により、請求者は、当該事業所から平成18年11月30日に8万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から8万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、当該事業所の同僚二人から提供された請求期間①の賞与に係る支払明細書、当該事業所の事務担当者及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、支給日の特定はできないものの、当該事業所から平成15年4月に、賞与の支払を受けたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、「請求期間①当時の資料を廃棄していることから、請求者の請求期間①に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。」と回答している。

また、請求者は、請求期間①の賞与に係る支払明細書及び平成15年分の源泉徴収票を所持していない上、給与等振込口座に係る取引明細及び複数の同僚の陳述により、請求期間①の賞与は、現金による支給であったと考えられることから、賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはで

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500173号

厚生局受付番号 : 北海道(国)第1500028号

第1 結論

平成2年7月から同年9月までの請求期間及び平成7年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年7月から同年9月まで
② 平成7年1月

請求期間①について、平成2年7月頃にA市役所で自身が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は同市役所かB信用金庫の窓口で定期的に納付した。請求期間②に係る保険料についても同様に納付したはずだが、年金記録では未納とされている。以前送られてきたねんきん定期便(はがき)には、未納との記載はなかったはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間①及び②の国民年金保険料について、A市役所又はB信用金庫で納付していたと主張しているところ、請求者に対し基礎年金番号が付番された平成9年以前において、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、当該請求期間に係る国民年金の被保険者資格取得日及び同喪失日の入力処理は、全て平成14年12月11日に行われていることが確認できることから、同日において、当該請求期間の保険料は時効により納付することはできなかったものと認められ、請求者の主張と符合しない。

また、A市が作成した国民年金カードにおいて、請求期間①及び②に係る国民年金保険料が納付された形跡は見当たらず、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者は、以前送られてきたねんきん定期便(はがき)には、請求期間①

及び②に係る国民年金保険料について、未納との記載はなかったとしているところ、当該請求期間は、日本年金機構が平成 21 年度から送付を始めたねんきん定期便（はがき）の月別納付状況の記載対象期間ではなかったことから、請求者の主張する記載内容はなかったものと認められる。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500185 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500071 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 事業所(現在は、B 事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の A 事業所 X における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 22 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 63 年 6 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで

A 事業所で二度勤務し、一度目は昭和 62 年夏頃まで勤務していたと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 4 月 22 日となっている。また、二度目の勤務については、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和 62 年夏頃まで A 事業所で勤務していたと主張しているが、事業主が保管する職員名簿によると、請求者の退職日について、同年 4 月 21 日と記載されていることが確認できる。

また、事業主は、職員名簿以外の資料を保管していないため、請求者の請求期間①における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明である旨回答している上、請求期間①当時、当該事業所の給与計算事務を担当していたとする者は、「請求者が退職した時期は、年金記録と合っていると思う。また、厚生年金保険に加入させていない者の給与から、同保険料を控除したことはない。」と陳述してい

る。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票により、請求期間①当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 11 人に請求者の勤務状況及び厚生年金保険の取扱い等について照会し、3 人から回答を得られたものの、請求者の請求内容を裏付ける回答を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間①に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間②について、請求者が所持する給与明細書及び源泉徴収票並びに複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、勤務開始日及び退職日の特定はできないものの、昭和 63 年 9 月頃から平成元年 9 月頃までの期間、当該事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の給与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、請求者が所持する昭和 63 年 9 月分から平成元年 9 月分までの給与明細書によると、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、請求者が所持する昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票においても、社会保険料等控除額の欄に金額が記載されていないことが確認できる。

また、事業主は、職員名簿以外の資料を保管していないため、請求者の請求期間②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明である旨回答している上、請求期間②当時、当該事業所の給与計算事務を担当していたとする者は、「請求者の厚生年金保険の適用については分からないが、厚生年金保険に加入させていない者の給与から、同保険料を控除したことはない。」と陳述している。

さらに、オンライン記録により、請求期間②当時、当該事業所において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 15 人に厚生年金保険の取扱い等について照会し、5 人から回答を得られたものの、請求者の請求期間②における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述及び関連資料は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。